

年間授業計画

立川緑 高等学校 令和8年度 教科 公民

科目 公共

教科： 公民

科目： 公共

単位数： 2 単位

対象年次： 2 年次

使用教科書： (改訂版 高等学校 公共 これからの社会について考える (数研出版))

教科 公民

の目標：

【知識及び技能】現代の多様化する社会について、資料やデータを活用して把握し、基礎的概念と組み合わせながら社会認識を深める。

【思考力、判断力、表現力等】現代社会における社会的課題に対して、幸福・正義・公正などの概念を活用して解決の方法を考え、物事を分析しながら自分の考えや意見を発表できる力を育成する。

【学びに向かう力、人間性等】現代社会における社会的課題に対して主体的に考え、解決を図ろうとする主権者としての能力を高める。

科目 公共

の目標：

【知識及び技能】	【思考力、判断力、表現力等】	【学びに向かう力、人間性等】
現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。	現実社会の諸課題の解決に向けて、公共空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、構想したことを議論する力を養う。	よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生きる主権者として、平和と繁栄を図ることや、他者を尊重し協力し合うことの大切さについての自覚を深める。

	単元の具体的な指導目標	指導項目・内容	評価規準	知	思	態	担当 時数
前期	巻頭特集 公共的な空間をつくる私たち 【知識及び技能】 ・私たちが生きる社会の成り立っている背景を理解させる。 【思考力、判断力、表現力等】 ・様々な価値観を比較し、共生に向けた自分なりの考えを表現させる。 【学びに向かう力、人間性等】 ・人間としての在り方生き方への関心を育む。	1 大人ってどんな人？ 2 お互いを理解し尊重するために 3 誰もが生きやすい社会へ	・伝統や文化、宗教などを背景にして現代の社会が成り立っていることが理解できている。 ・自分と異なる価値観に基づく主張を聴いたり、様々な立場に立って共感的に他者の思いを受け入れたりすることができている。 ・自らを成長させる人間としての在り方生き方とはどのようなものか主体的に追究できている。	○	○	○	8
	第1章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方 【知識及び技能】 ・近世・近代・現代における思想の内容とその背景を理解させる。 【思考力、判断力、表現力等】 ・先哲の思想や生き方を踏まえ、公共的な空間を形成する主体としての自己の在り方を考察させる。 【学びに向かう力、人間性等】 ・現代の諸課題を主体的に追究し、自らの生き方を見直そうとする態度を育成する。 定期考査	第1節 西洋近現代の思想 第2節 現代の諸課題と倫理	・近世・近代・現代の世界の思想家の思想内容が理解できている。 ・先哲の思想や生き方から自分自身の生き方を検証し、公共的な空間を作る主体としての自己の生き方について考察できている。 ・選択・判断の手掛かりとなる考え方を使得、巻頭特集で学んだSDGsにみられる現代の諸課題を主体的に追究できている。	○	○	○	10
				○	○	○	2
	第2章 公共的な空間における基本原理 【知識及び技能】 ・民主社会の基本原則および日本国憲法の基本原則と保障されている権利の内容を理解させる。 【思考力、判断力、表現力等】 ・社会の基本原則を踏まえ、個人と社会との関わりについて多面的・多角的に考察させる。 【学びに向かう力、人間性等】 ・民主政治と自己の生活との関わりを理解し、主権者として思索を深めようとする態度を育成する。	第1節 民主社会の基本原則 第2節 日本社会の基本原則	・日本国憲法の基本原則や保障されている権利が理解できている。 ・社会の基本原則を考察することによって、個人と社会との関わりを多面的・多角的に考察することができている。 ・民主政治が自らの生活とかわかっていることを理解し、民主社会に主体的に生きる人間の在り方生き方について思索を深められている。	○	○	○	10
	第3章 ルールをつくり守る私たち 【知識及び技能】 ・法や規範、契約の意義と役割を理解させる。 【思考力、判断力、表現力等】 ・裁判の役割を踏まえ、権利がどのように守られているかを考察させる。 【学びに向かう力、人間性等】 ・身近な紛争の解決に向けて、ルールづくりに主体的に取り組ませる。 定期考査	第1節 法と契約 第2節 司法参加の意義	・法や規範、契約の社会的意義や役割が理解できている。 ・裁判によって国民のどのような権利が守られているのか考察できている。 ・身近な紛争状況を設定し、それを解決するためのルール作りに向向きに取り組むことができている。	○	○	○	7
			○	○	○	2	

